

# 尻別川公募型樹木等採取試行への参加者募集要項

令和 6 年 6 月 3 日

小樽開発建設部 倶知安開発事務所

尻別川では、河川内の樹木を資源として有効に利用する観点から、伐採した樹木をバイオマス燃料や製品の原料などとして活用していただける企業や団体、住民の方を広く募集し、一定の条件を満たす方に採取を許可する「公募型樹木等採取」を試行します。

本試行により採取した樹木等については、自家消費などの制約はありません。採取者の判断で使用や加工或いは販売などをすることができます。

この試行に参加を希望される方は、以下の【応募要領】を確認の上、「応募様式」に必要事項を記入し、期日までに応募してください。

## 【応募要領】

### 1. 応募方法

公募型樹木等採取の試行に参加を希望される方は、別紙「応募様式」に必要事項を記入し、6月30日(金)までに郵送、FAX又はEメール(PDF形式)にて以下の宛先まで応募してください。Eメールにて応募いただく場合、件名を「公募型樹木等採取 応募」としてください。

### 応募先

郵 送 : 〒048-1301 磯谷郡蘭越町蘭越町 2 2 2 番地

小樽開発建設部 倶知安開発事務所 蘭越分庁舎 河川課 宛

F A X : 0 1 3 6 - 5 7 - 6 3 1 9

Eメール : hkd-ot-rankoshi-811@gxb.mlit.go.jp

### 2. 応募資格

以下の不適格事項のいずれにも該当しないこと。

- イ) 過去3年間に河川法に基づく許可を受けた者のうち著しく不誠実な行為のあった者
- ロ) 公募期間中において、予算決算及び会計令(昭和 22 年勅令第 165 号)第 70 条又は 71 条の規定に該当するとして、指名停止等を受けている者
- ハ) 公募期間中において、会社更生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者
- ニ) 直近1年間の税を滞納している者
- ホ) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続し

ている者

### 3. 樹木等採取の概要

- イ) 採取期間：令和6年7月中旬～令和7年2月下旬
  - ロ) 採取予定場所：尻別川 蘭越町名駒町地先 ※別紙参照
  - ハ) 採取可能量：枝 約1,800空m<sup>3</sup> 幹 約6,000本
  - ニ) 主な樹種：ヤナギ類が主体
  - ホ) 採取時の状態：枝 幹の枝落としを行った際に発生した枝  
末口10cm未満、少量の木っ端・土砂混じり  
幹 末口10cm以上、長さ2.2m程度
- ※ 採取期間、採取可能量などは変更する場合があります。

### 4. 樹木等採取者の選定条件・選定方法

応募資格を満たしている方の中で、枝・幹を全量採取いただける方を第1候補とし、複数いた場合は抽選により選定させていただきます。第1候補に該当する方がいない場合、幹・枝をそれぞれ一定量ずつ採取いただける方を第2候補といたします。こちらについても複数いた場合は抽選により選定させていただきます。

選定結果につきましては、7月16日(火)までに郵送又はEメールで通知いたします。

### 5. その他

- イ) 応募様式への記載内容(応募資格や樹木等採取方法)などを確認するため、直接お電話等により担当者が聞き取りする場合があります。
- ロ) 試行への参加者として選定された場合には、採取に先立ち採取方法や作業工程等について倶知安開発事務所と事前に協議した上で、河川法第25条に基づき、許可申請書を提出する必要があります。詳細については、選定結果の通知後、倶知安開発事務所の担当者より連絡いたします。
- ハ) 採取料については、基本的に無料ですが、採取にかかる費用(運搬など)は応募者の負担になります。
- ニ) 本試行は出水やその他やむを得ない事情により、河川管理者の判断で中止する場合があります。
- ホ) 本試行中に、自損事故又は第三者に損害を与えた場合には参加者がその責任を負います。また、堤防等の河川管理施設を破損した場合などは現状に復旧してもらう場合があります。
- ヘ) 採取許可申請について、やむを得ない事由が発生した場合は、取下げの申出が可能です。
- ト) 作業を行う際は交付する河川産出物採取許可書を携帯してください。  
(作業中に確認する場合があります)
- チ) 採取者に河川管理上好ましくない行為があった場合等には、作業中であっても採取の資格を取消す場合があります。

- リ) 公募後に生じた事情により、公募手続の進行状況の如何に関わらず手続を途中で取りやめる場合があります。その場合はご了承願います。
- ヌ) 作業は期間内の平日 9:00～17:00 までを基本とします。  
その他の時間に作業される場合は作業前に平日 8:30～17:15 に以下問合せ先まで事前連絡をお願いします。
- ル) 作業中の写真を撮影し広報用に使用させていただく場合がありますのでご了承ください。
- ロ) 本実施にかかる問合せ先は以下のとおりです。

**問合せ先**

小樽発建設部 倶知安開発事務所 蘭越分庁舎 河川課

電 話 : 0 1 3 6 - 5 7 - 5 3 3 1

F A X : 0 1 3 6 - 5 7 - 6 3 1 9

Eメール : [hkd-ot-rankoshi-811@gxb.mlit.go.jp](mailto:hkd-ot-rankoshi-811@gxb.mlit.go.jp)